

諮問事項の審議について

1 諮問理由

本県におけるいじめの状況については、今年 4 月から 6 月までの認知件数は、小学校 159 件、中学校 122 件、県立学校 24 件であり、全ての校種において増加している。

その内容としては、7 割は冷やかしやからかい、嫌なことを言われるなどであり、各学校において早期発見が進み、軽微な段階から対応されていると認識している。

しかし、一方で、インターネット上の誹謗中傷や暴力を伴ったもの、物を壊されたり隠されたり、金品をたかられたりするものなどの深刻な事案も発生している。

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化している中、いじめの原因や背景には学校、家庭、社会それぞれの要因が複雑に絡み合い、学校や教員だけでは問題の解決が困難なケースも多く見られる。そのため、心理や福祉等の専門的な視点からも子どもや家庭に関わり、それらの要因を踏まえて、医療や福祉等の関係機関と連携し、組織的に子どもを支援していくことが求められている。

また、学校や教育委員会だけでなく、家庭、地域や関係機関が連携していじめから子どもを守り、社会全体でいじめ問題を克服し、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていかなければならない。

本県では、今年 3 月に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処）に取り組んでいるところであるが、対策の実施状況やいじめの認知事案等を踏まえ、今後、必要となる対策や対策を進めるための施策の方向性について審議いただくものである。

2 審議を進める上での基本的な考え方について

いじめの防止等のための対策は、児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、子どもの置かれている状況や気持ちを理解し、子どもの思いにしっかり耳を傾けることが重要であり、そうしたことを通して児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要である。

県では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策が総合的に推進することとしていることから、審議にあたってはこれを基本的な考え方として行っていただく。（資料 4：滋賀県いじめ防止基本方針）

3 いじめの防止等のための対策を推進するための県および学校の体制

○ いじめ防止対策推進法第 12 条に基づき、平成 26 年 3 月に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することとしている。

また、基本方針に基づく施策の実施に当たっては、P D C A サイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価することとしている。

さらに、点検の結果を勘案し、必要に応じて基本方針も見直していくこととしている。

○ 県内の全学校において、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、法第 22 条に基づく「いじめ対策委員会」を設置済みである。

- いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づき、平成 26 年 5 月に「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置。県や関係機関・団体が連携し、いじめの防止等のための対策について情報共有や意見交換を行いながら社会全体でいじめ問題の解決に取り組むこととしている。また、当該協議会の下に「いじめ問題対策推進部会」を設置し、県関係部局が横断的に滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策に取り組むこととしている。

(資料 4 : 滋賀県いじめ防止基本方針/資料 5 : いじめの防止等のための対策に関する組織)

4 県が実施するいじめの防止等のための施策について

「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づき県が実施する施策については、毎年度「滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」としてまとめることとしている。

(資料 6 : 平成 26 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策)

5 重点取組事項について

いじめ対策における重点取組事項として、各学校において、学校が本来有する力を十分発揮させ、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的にいじめ問題に対応できるように支援を行うこととしている。(資料 7 平成 26 年度 県におけるいじめ対策)

- ① 教員の資質向上や学校の組織力向上により校内体制の充実を図る。
- ② 専門家を活用した支援の充実を図る。
- ③ 児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組める力を育む。
- ④ 地域や関係機関と連携した支援の充実を図る。

(資料 7 : 平成 26 年度 県におけるいじめ対策)

6 いじめの状況と取組について

県内の公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における認知事案の件数や取組状況について報告するほか、個別の事案について報告する。

(資料 8 平成 26 年 4～6 月のいじめの状況について(公立学校))

7 審議の進め方について

審議事項(1) いじめの防止等の対策の実施状況およびその効果や課題等を踏まえて必要となる対策について

- ① 滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について報告・意見交換を行う。
- ② ①の実施結果およびその効果や課題等について報告・意見交換を行う。
- ③ その他、委員が必要となる情報等を提供する。
- ④ ①～③を踏まえ、必要となる対策について審議いただく。

審議事項(2) いじめの認知事案等をもとにしたいじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等の分析を踏まえて必要となる対策について審議いただく。

- ① 滋賀県におけるいじめの状況について報告・意見交換を行う。
- ② いじめの認知事案とその対応状況について報告・意見交換を行う。
- ③ その他、委員が必要となる情報等を提供する。
- ④ ①～③を踏まえて必要となる対策について審議いただく。